

湯河原町告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第243条の2第1項の規定により、
使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年1月28日

湯河原町長 内藤喜文

- 1 委託した私人の住所及び氏名
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜1050番地の2
有限会社SATプロジェクト
- 2 委託した事務の範囲
湯河原町駐車場条例（昭和41年湯河原町条例第11号）第3条に規定する使用料
- 3 委託した料金徴収期間
令和8年2月7日（土）から3月8日（日）まで